

市政

令和2年6月号

特集

持続可能な森林経営の推進 —森林を生かす時代に

わが国の国土の約7割を占める森林は、二酸化炭素を吸収して地球温暖化を防ぐ役割に加え、土砂災害の防止効果などの公益的機能を担っています。しかし、林業の低迷や所有者不明の森林の増加などを背景に、適切な管理が行われない民有林の拡大などが課題でした。その対策として、各自治体が仲介役となり、森林所有者と担い手をつなぐ仕組みとして、森林経営管理制度がスタートしました。

今回の特集では、導入から1年が経過した森林経営管理制度および森林環境譲与税について有識者に解説していただくとともに、森林環境譲与税を活用した取り組みを行っている都市自治体の具体的な事例をご紹介します。

寄稿 1

動き出した森林環境税と森林経営管理制度 ～森林と都市をつなぐ新たな取り組み～

林野庁森林整備部森林利用課長 箕輪富男

寄稿 2

糸魚川市 森林経営管理制度 1年目の取り組み

糸魚川市長 米田 徹

寄稿 3

森林環境譲与税を活用した自治体間交流と 森林整備事業の推進

豊島区長 高野之夫

寄稿 4

森林の機能を高めるための積極的な取り組み

津市長 前葉泰幸



動き出した森林環境税と森林経営管理制度

〜森林と都市をつなぐ新たな取り組み〜

林野庁森林整備部森林利用課長

箕輪富男 みのわとみお



森林環境譲与税等がスタート

「森林環境譲与税」「森林経営管理制度」がスタートし、一年が経った。

全国各地の自治体では、新たな制度を活用し、これまで手入れが不足していた森林の整備やその準備作業、森林整備を担う人材の育成、森林の少ない都市部でも山村部の自治体と連携した木材利用等が進められている。

その一方で、「これまで森林整備や木材利用に携わったことがなく、何から手を付けてよいかわからない」といった戸惑いの声も聞こえてくる。

そこで「森林環境譲与税」や「森林経営管理制度」の導入の背景を改めて紹介するとともに、スタートから一年が経ち見えてきた課題と、その解決に向けたヒントを事例も交え整理していきたい。

新制度導入の背景・意義

森林は、国土面積の3分の2を占め、木材

を生産するだけでなく、水を貯えたり、土砂が流れ出るのを防いだり、二酸化炭素を吸収し地球温暖化防止に貢献するなど、さまざまな恩恵を私たちに与えてくれる。

これらの森林が持つ働きをこれからも引き続き発揮させていくためには、しっかりと森林の手入れ(間伐等の森林整備)を行い、健全な状態に保つていくことが重要となる。

しかし、長く続く林業の低迷や山村の過疎化・高齢化、森林所有者の世代交代などにより、森林所有者自身が手入れを行うことが難しくなり、手入れが不足し、森林が持つ働きが十分に発揮されないことが危惧されている。

一方で、最近では、勢力の強い台風が日本を襲い、その被害は山村部のみならず下流の都市部に及ぶこともあり、森林の手入れは山村部のみ課題ではなくなっている。

このような中で、森林所有者に代わって森林を整備する仕組みや、山村部の住民・自治体だけではなく、都市部も含め、幅広

い方々が参画する新たな制度を創設することとなった。

「森林経営管理制度」は、森林所有者が森林の手入れを行うことができないうちに、市町村が所有者から森林をいったん預かり、市町村自ら、または、林業経営者の方に委ねて森林整備を行う仕組みで、市町村には、その中核的役割を担うことが期待されている。

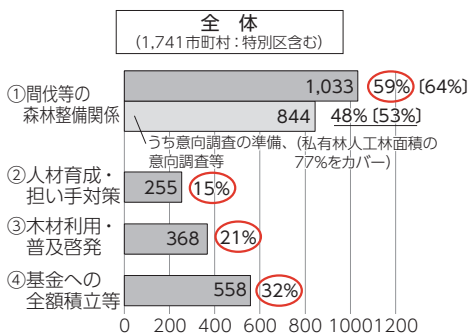
「森林環境税・森林環境譲与税」は、森林経営管理制度の導入を踏まえ、市町村が森林整備等を行うための財源を安定的に確保する観点から創設された。なお、森林整備が喫緊の課題であることから、市町村への森林環境譲与税の譲与は令和元年度から開始し、森林環境税は令和6年度から開始し、森林1000円を課税することとしている。

さまざまな課題とその解決に向けて

森林環境譲与税等の説明で全国の市町村を訪問する中、さまざまな質問等をいただいた。

特に、これまで森林・林業行政に携わった

図1 森林環境譲与税の用途に関する検討状況
(令和元年9月時点、総務省・林野庁調べ)



※グラフ内の実数は市町村数。割合は全市町村数(1,741)に対するものを表示。項目は複数選択可。
※〔 〕内の割合は、私有林人工林がある市町村数(1,592)に対するものを表示。

ことがない都市部の自治体を中心に、森林環境譲与税の用途(使い道)や制度をどのように進めていけばよいか(実行体制の整備等)について質問を受けたので、事例を交え整理していきたい。

(1) 森林環境譲与税の活用事例

森林環境譲与税の用途の考え方は、多くの自治体で活用されている補助金とは違う仕組みとなっている。補助金は、その用途が細かく規定されているが、譲与税は、法令に定める範囲(森林整備およびその促進に関する費用)内であれば、地域(市町村)の実情に応じて幅広く弾力的に事業を実施することが可能となっている。

一方で、用途が細かく規定されていないことから、悩んでいる自治体も多いようだ。そこで、林野庁が実施した市町村からの聞き取り結果や収集した活用事例のいくつかを紹介する。

令和元年9月、全国の市町村から、森林環境譲与税の用途の検討状況について聞き取りを行った。その結果、約6割に当たる市町村では、間伐等の森林整備や森林経営管理制度に基づく森林所有者への意向調査など、森林整備に向けた準備作業に取り組みとしている。また、人材育成や担い手の確保、普及啓発や木材利用に取り組みむ市町村もそれぞれ2割程度あった。(図1)

なお、取り組みの内容は、地域の実情によって異なってくるが、大きく影響するのは、森林の有無であり、二つの地域に分けて整理する。

① 森林の多い地域の事例

森林の多い地域では、森林整備量(面積)を増やしていくための取り組みや、そのための準備作業に取り組み事例が多く見られる。

具体的には、手入れが不足していた森林の整備【事例1】や、森林経営管理制度に基づく意向調査、森林整備に当たってポトルネットになつていた路網の維持・修繕、担い手の確保・育成【事例2】などに取り組んでいる。

【事例1 手入れ不足の森林を整備】

埼玉県秩父市では、近隣の4町と「集約化推進室」を設置し、手入れが遅れている森林の所有者の方々に意向調査等を実施し、同意が得られた森林については、市が森林の整備を行うための権利を所有者から取得し、森林整備等を実施した。

【事例2 林業の担い手の確保・育成を実施】

熊本県阿蘇市など阿蘇地域の7市町村と関係事業体では、「阿蘇地域林業担い手対策協議会」を設立し、担い手の確保・育成等に向け、情報発信・PRや体験研修等を実施した。

② 森林の少ない地域の事例

都市部など、森林の少ない地域においては、直接、森林整備を行うという訳にはいかないため、「森林整備を促進する取り組み」として、山村部の自治体と連携した森林整備や木材利用、森林の重要性等の普及・啓発に取り組みされている。なお、森林環境譲与税について、多くの市民に知っていただくことが重要になることから、木材利用をする際にも、多くの市民が集まる施設の木造化・木質化に活用するなど工夫がなされている。

具体的には、都市部と山村部の自治体が共同で植林や森林の整備【事例3】、木材利用を通じて森林整備に貢献すること【事例4】などの取り組みが広がっている。

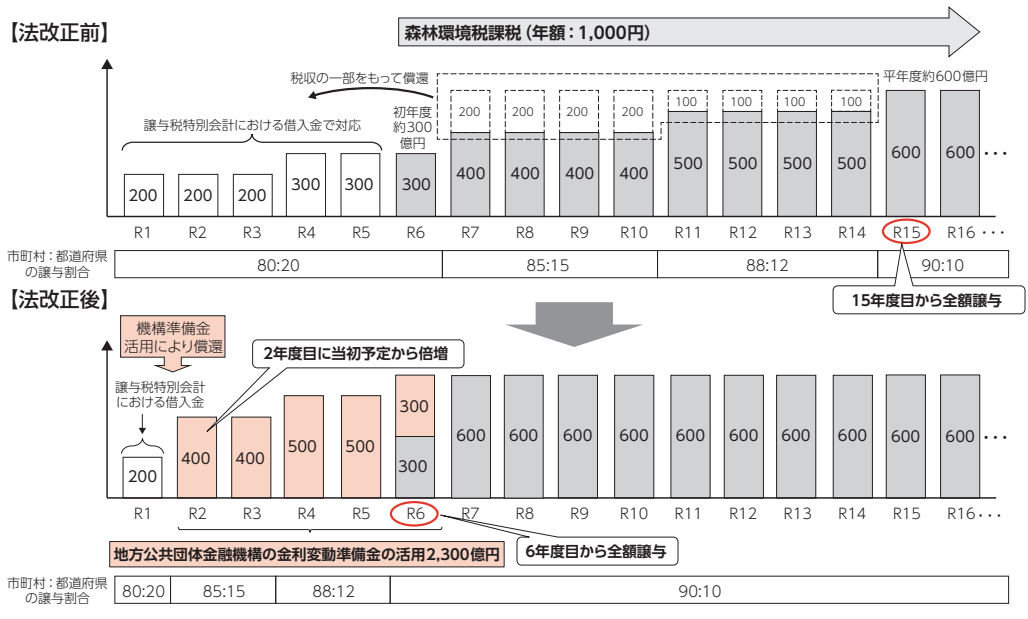
【事例3 友好交流都市を活用した植林活動】

東京都国立市と秋田県北秋田市は、平成30年10月に友好交流都市協定を結び、市民相互の交流を進めているが、その一環として、両市で森林環境譲与税を活用し、国立市の児童とその保護者が北秋田市において植林活動を実施した。

【事例4 上下流交流による木材利用の促進】

愛知県豊明市と長野県上松町は、木曾川上下流域として交流を続けていた。豊明市では森林環境譲与税を活用し、市内の新生児に上

【図2】 森林環境譲与税の譲与額



(2) 実行体制の整備

市町村においては、森林・林業に専門に携

わる職員が少ない、あるいは少ないなど、実行体制が十分でない状態もみられる。この課題に対応するためには、例えば、①組織の拡充(部署の設置や職員の増員)、②外部人材の雇用(地域林政アドバイザー)、③外部への委託(アウトソーシング)、④地域の林業関係者との連携、⑤近隣の市町村との連携などといった方策があると思う。

令和元年5月に私有林人工林が多い981市町村に実施体制の検討状況について聞き取りを行ったところ、新たな部署の設置、担当職員の増員、他市町村との事務の共同実施といった体制整備を行う市町村が4割となっている。また、体制の拡充は行わないが業務の一部または全部を外部に委託する市町村も4割と、何らかの体制強化を予定している市町村が8割に及んでいた。

なお、全ての都道府県で市町村支援を行うとしており、森林・林業関係者、住民も含め、地域の関係者が一体となって取り組むことが大変重要になると考えている。

今後に向けて

森林環境譲与税については、関連法律が改正され、令和2年度の譲与額は、当初の倍の400億円に、令和4年度からは500億円、令和6年度からは約600億円と、当初予定されていた額を上回るペースで譲与されることとなった。これは、近年の大規模災害

の発生などを受け、災害防止・国土保全機能を強化するとの観点から、森林整備を一層促進するため措置されたものである。(図2)つまり、森林整備等の早期実施により、国民の皆さんに、目に見える形での成果が求められることとなる。

- このため、林野庁では、市町村が森林環境譲与税、森林経営管理制度に円滑に取り組んでいただけよう、引き続き、
- ・市町村担当者への説明や研修の実施
- ・森林環境譲与税の取組事例集の共有
- ・最新情報の共有(メルマガの送信)
- ・林業技術者(地域林政アドバイザー)の情報提供

等を実施していく。さらに、WEBサイトを開設し、事務の手続きなど関連資料をご覧いただけるようにするとともに、専用のメールアドレスも準備し、質問にお答えする体制を整えているので、気兼ねなく連絡いただければと思う。

日常生活の中で森林に想いを巡らす機会は余りなく、特に都市部においては森林との距離も遠く、さまざまな恩恵を受けていることを忘れがちだ。

しかし、私たちは、森林を次の世代にしっかりと引き継いでいかなければならない。そのためにも、各市区におかれては、森林整備や木材利用等への一層の取り組みの展開をお願いしたい。

糸魚川市森林経営管理制度 1年目の取り組み

糸魚川市長(新潟県)

米田 徹



市の紹介

糸魚川市は、新潟県の最西端に位置しており、北は日本海、南は3000m級の山々に囲まれた、美しい景観と自然の恵み豊かなまちである。本州を東西に二分するフォッサマグナ(大地溝帯)の西縁となる糸魚川・静岡構造線の北端であり、多様な自然資源や地域文化などが評価され、「ユネスコ世界ジオパーク」認定や、「糸魚川真柏」と国石選定された「ヒスイ」の産出地であることは、本市の魅力である。

このジオパークを核として、自然を生かした豊かな暮らしや地域産業の強化、地域への愛着を育てる取り組みを行いながら、人口減少とこれに伴う少子高齢化、若者・子育て世代の流出等の課題解決を目指している。

大火復興と地域材の利用

平成28年12月22日に発生した糸魚川市駅北大火では、約4ha、147棟が焼損し、市民

の生活基盤だけでなく、歴史的、文化的財産も失うなど、大きな被害を受けた。現在は、平成29年8月に策定した「糸魚川市駅北復興まちづくり計画」により、被災地の再建・整備がなされ、復興の展開期を迎えている。全



大火後に整備された広場で開催された木製ベンチづくり

国の皆さまから温かい励ましをいただいたことに、この場を借りて深く感謝申し上げます。この復興においては、地域産材(以下、地域材)を活用する事業を打ち出している。まず、被災した住宅・店舗の再建支援制度を創設し、地域材を使った建物再建を促した。木材供給側も増産体制を整え、生産量を前年比175%まで伸ばす結果となった。また、市が建設した被災者向け共同住宅については、地域材をふんだんに使った造りとし、地域の交流の場としても利用されている。



根曲りや節を生かしたスギ製ベンチ

森林・林業の側面から見た 本市の現状と課題

山林の未相続や境界不明の問題は、本市においても深刻である。さらに、急峻な地形や長い積雪期間があり、森林施業の低コスト化と、施業地の集約化が大きな課題となっている。本市面積の8割は森林が占めており、うち16%はスギを植林した林（人工林）であるが、多くは標準伐期齢を迎えたものの、森林整備が進んでいない。また、木材の特徴として、水分を多く含んだ「重たい雪」が木の成長に影響した「根曲り」や、手入れ不足による「節の多さ」が見られるが、このような木材は



地区公民館での意向調査説明会

建築業者から敬遠され、地域材の普及が進まない一因となっている。

森林環境譲与税の使途

前述の課題に対し、本市では森林環境譲与税と新たな森林管理制度（現・森林経営管理制度）の活用について検討を続け、次の3点を柱とした取り組みを行うこととした。

1 森林整備の推進と路網整備

森林経営管理制度による施業および、林業専用地・作業道等の整備支援により、林業成長産業化と地域の防災・減災を促進する。

2 担い手育成・確保

林業事業体強化や新規参入促進に加え、自伐型林業の推進や緑化教育等、広義の「担い手」を育成する。

3 森林資源の利活用推進

資源の有効活用と地域材利用拡大のための普及啓発や付加価値創出、交流人口の拡大を目指す。

モデル区域から始める 森林経営管理制度

森林経営管理制度の実施に当たっては、モデル区域を選定し、意向調査から森林施業までを3カ年計画で行い、適宜修正しながら、糸魚川版の制度を作り上げることとした。

まず、制度開始前の平成30年度に、市内生産森林組合12組合へのアンケート、市内林業・木材関係者を集めた意見交換会、地区役

員約340人への事前調査を実施し、現状の課題と制度への反応を確認した。回答では「森林整備を必要と感じる」ものの、「高齢化等を理由に自ら森林管理できない」ため、「新制度に期待する」声が多かった。さらに、所有者不明土地や木材価格の低迷が深刻であるとの回答も散見された。

令和元年度は、森林所有者への意向調査を行った。事前に基準を設定し、①市街地に近い場所（獣害対策、普及効果）、②路網整備条件、③施業困難要因、④前年アンケートの反応等から優先順位を付し、二つの区域を選定した。選定に際しては、制度初年度ということを鑑み、一つは市町村森林経営管理事業、一つは民間事業者への再委託による森林管理を想定した区域とした。

意向調査に当たっては、地区の理解を得る中で説明会を開催し、森林所有者のほか地区役員にも参加していただき、森林整備の必要性と制度内容を周知した。説明会では、「木材の財産価値が下がっている実感」や「相続者がいない不安」等、所有者の率直な心情をお聞きするとともに、環境のため、次代のために森林整備を進めて行くという市の姿勢を理解いただけたと感している。令和元年度末時点の回答率は9割で、このうち7割の所有者が「市に預けたい」という結果であった。

この調査結果を受け、本年度は経営管理権集積計画の作成に着手しているところであるが、より効率的に施業を行うため、未回答者

表1 森林所有者意向調査結果(令和2年3月末現在) (筆)

	対象	回答			
		市に委託	自分で管理	その他	未回答
A区域	121	78 (65%)	23 (19%)	5 (4%)	15 (12%)
B区域	214	133 (62%)	40 (19%)	21 (10%)	20 (9%)

対策として、航空レーザ等を利用したデータによる精度向上が挙げられるが、費用対効果を考えると簡単には取り組むことはできないと考える。一方で、広葉樹を

含む市内森林のデータ化が実現すれば、新たな資源活用につながる可能性もあるため、技術・費用の両面で今後の進展を期待しているところである。もう一つの課題は、本市内の「意欲と能力のある林業経営体」は1団体であることだ。当該経営体が行っている森林施業に加えて、新たに森林経営管理制度に基づく施業を担うとなると、人手不足に陥ることは容易に想像できる。新制度による労働力不足を引き起こさないためには、業務の調整と、経営体の強化・発掘という両輪で対策する必要がある。このため、林業への新規参入を市内の建設業者等に働き掛けているところであるが、現時点では、本格的な林業参入には至っていないのが実情である。

本市のような小規模林業地域において、持続可能な森林経営を実現するためには、森林資源だけでなく、体制(ヒト・モノ・カネ)が円滑に循環する仕組みづくりが重要であると改めて実感している。

最後に

最近では、積極的に地域材を活用する機運が市内商工業者を中心に生まれつつある。JR糸魚川駅高架下施設「ジオパル」は、観光情報のほか、鉄道車両や鉄道模型を豊富に展示している交流施設であるが、今後設置予定の寝

や所有者不明森林の対応を模索している。また、実際の計画作成に当たっては、所有者だけでなく、地区住民や、森林利用を計画している団体からも意見聴取する予定である。これは、整備後の森林利用を見据え、木材生産のみならず、教育や観光等、多面的に活用してほしいという思いからである。

持続可能な森林経営のために

森林経営管理制度を進めるにつれ、新たな課題も見えてきた。市内に分布する人工林約9600haのうち、管理されていない森林の把握と、制度適用の優先順位を示すゾーニングの必要性が生じたのである。林地台帳や森林簿データがあるものの、既存情報だけでは、残念ながら信頼に足る情報として十分とは言えない。

台特急「トワイライトエクスプレス」再現車両は、地元スギ材で製作されている。また、市内商工会議所では、これまで可視化されなかった森林資源の経済効果を調査し、地域経済の循環を図る取り組みが始まった。本市の基本方針においても、新たに「森林資源を活用した首都圏との連携事業」を掲げ、森林教育等を介した関係人口の拡大を目指している。

本市の森林経営管理事業は、まだ歩み始めたばかりではあるが、現在の取り組みが時代と空間を超えて、少しでも多くの方の笑顔につながるよう、官民連携して進めていきたい。



トワイライトエクスプレス再現車両

森林環境譲与税を活用した 自治体間交流と森林整備事業の推進

豊島区長(東京都)

高野之夫



はじめに

豊島区は武蔵野台地、東京23区の西北部に位置し、面積は13・01km²で23区中18番目の大きさである。「豊島」の地名は、古代律令制下における武蔵国の郡名にまでさかのぼる。また、万葉集にも「豊島郡」の地名が出ている。人口は約29万人で、人口密度は日本で最も高く、日本一の高密都市である。

本区の駒込地区は、日本を代表する桜の品種「ソメイヨシノ」発祥の地である。古き江戸の雰囲気を残す鬼子母神界隈には東京で唯一残る都電が走り、巣鴨にはおばあちゃんの原宿として知られる巣鴨地藏通り商店街がある。また、池袋駅は乗降客日本第3位の一大ターミナルとなっている。

このように、本区の各地域には多様な文化が根付き、常に新たな文化を受け入れてきた。現在は、舞台芸術といったメインカルチャー、さらには、マンガ・アニメなどサブ

カルチャーのメッカとなっている。

都市部に位置し、また高密都市である本区は、公園面積が23区で一番少なく、また緑被率も低い。自然の緑に決して恵まれたわけではない本区ではあるが、大都市における魅力あるまちづくり、環境都市づくりに取り組んできた。

平成27年3月に完成した新庁舎は、最新の環境技術を導入するとともに、庁舎屋上にはかつての本区の自然を再現した「豊島の森」を設けて屋上緑化を図った。さらに、外壁を緑化パネルなどで覆うことで、壁面緑化を図り、全体が樹木をイメージした庁舎となっている。

また、環境施策の一環として、横浜国立大学名誉教授であり、世界を代表する

植物生態学者の宮脇昭先生のご指導の下、平成21年度から植樹活動を行い、平成30年度には13・01km²の区面積に対し、10年間で10万本の植樹を達成した。他にも、環境に配慮した電気バス「IKEBUS(イケバス)」の導入や、みどり広がる防災公園の整備などにも取り組んでいる。池袋駅周辺の四つの公園を中心としたまちづくりは、四季を感じられ、区



環境対策を先導する環境庁舎

民に憩いを、そしてまちに潤いをもたらす貴重な施策の一つである。

持続発展可能な都市を目指した取り組み

平成26年5月、日本創成会議によって、本区は東京23区唯一の「消滅可能性都市」として指摘された。これを契機以降、持続発展都市への転換に向けた対策に全力で取り組んできた。

本区ではこの指摘を個別の都市の問題としてではなく、日本全体の問題として捉え、本



本区と秩父市の森林整備の実施に関する協定

区の持続的な発展と東京圏の自治体として全国に貢献していくという視点に基づき、人口維持・地域活性化に取り組んでいる。①女性にやさしいまちづくり、②高齢化への対応、③様々な地域との共生、④日本の推進力がその柱である。

また本区は、防災協定をはじめ、さまざまな形で多くの地方自治体と都市交流を進めている。

中でも秩父市と本区は、昭和58年10月に『姉妹都市』となって以来、双方のイベント参加や住民レベルの交流など、37年もの長い間、さまざまな形で交流を続けてい

る。近年では、前述③「様々な地域との共生」に関して、地方に移り住み、地域社会において健康でアクティブな生活を送るとともに、医療介護が必要な時には継続的なケアを受けることができるような地域づくり、いわゆる日本版CCRCなどの施策も展開している。

交流都市の地域資源を活用した環境への取り組み

このような中で、環境分野においても、それぞれの都市の特徴を生かし、共生していくべく、秩父市との連携による、「としまの森」造りに取り組んだ。

この事業は、森林環境譲与税を活用

し、森林保全と地球温暖化対策を推進するとともに、姉妹都市の自然環境を活用した環境理解・啓発を図り、自然体験などによる環境交流を通じた自治体間の交流をさらに発展させる点の特徴となっている取り組みである。

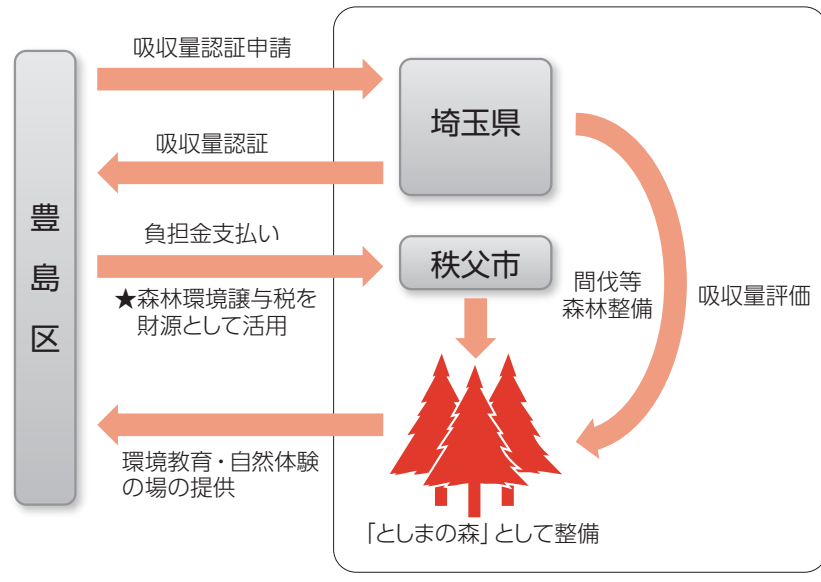
平成31年3月に成立した「森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律」により、「森林環境税」および「森林環境譲与税」が創設されたが、本区ではそれより前となる平成30年度より検討を開始し、令和元年7月に「豊島区と秩父市の森林整備の実施に関する協定」を締結した。

具体的には5年間の協定期間内、秩父市にある1・89haの森林を「としまの森」として本区が整備する内容となっている。森林整備で得たCO₂吸収量は「埼玉県森林CO₂吸収量認証制度」を活用し、本区で発生するCO₂排出量と相殺する。

本区としては、CO₂排出量を削減することができ、また、自然環境に触れながら実りある環境教育の場・機会を確保することができる。秩父市としては、本区が市所有の森林を整備することにより、森林の再生と林業の再生・振興を図ることができる。両自治体がタッグを組むことにより、姉妹都市がウィン・ウインの関係で、カーボン・オフセットを実現することが可能となった。

初年度のCO₂吸収量は5・7tで、5年

森林環境譲与税と森林整備のスキームのイメージ



間総量で22・5tを想定している。豊島区環境基本計画では令和12年度における排出量を、平成25年度比で39%削減することを目標としている。本区の温室効果ガスの総排出量は163万t(平成29年度)であり、相対できる排出量は相対量とすると限られているが、森林環境譲与税を活用した取り組みは東京23区では初となる。また、地方との共生にも大

きく寄与する取り組みである。

自然体験フィールド「としまの森」

「としまの森」には、区の木であるソメイヨシノ20本と、区の花であるツツジ40本、秩父市の木である楓を交流記念として、植栽した。また、間伐等の森林維持活動も実施することにより、初年度は0・5haを整備した。場所は秩父市中心市街地からのアクセスも良く、区民がいつでも自由に散策することができる。遊歩道もあり、都市部にはない自然環境はもとより、新鮮な空気も味わうことができる。池袋から西武鉄道で約90分の距離にあるため、区民にとっても、身近に感じられる森林体験となることを期待している。

令和元年10月には環境交流事業として、「としまの森」における体験交流ツアーを実施した。このツアーは、都心に住む本区民が日常味わうことのできない自然環境に触れ、林業を体験するもので、1泊2日と限られた行程ではあるが、丸太切り体験など林業の一端に触れる参加・体験活動は、参加した区民からも好評であった。

自然・環境教育というと、どうし

ても画像や映像に依存することが多く、都市部で生活している人たちにとっては、「理屈は分かっているのだが」という感想を持たれてしまう。しかし、こうした実体験を伴う事業は、イメージと実態が一致するため、その意義や効果が理解されやすい。まさに、両自治体住民との協働により実現できたことは、非常に意義ある取り組みであったと感じている。

今後の取り組み

今後、秩父市と連携した自然環境事業を充実させていくとともに、さらに実施自治体の輪を広げていきたいと考えている。交流都市同士のカーボン・オフセットは、単に温室効果ガス排出量の課題を解決する手段だけでなく、人・産業・仕組みなどさまざまな交流を生み、まちを発展させるきっかけにもなっている。

本年度は長野県の協力もいただきながら、本区との交流自治体でもある箕輪町との協定締結を目指している。同町の事業についても、森林環境譲与税を活用する予定である。

これら一つ一つの取り組みは小さいかもしれないが、地方との共生、自治体間の交流を通じて環境課題を解決できる本事業の輪が、さらに大きな大輪となるよう期待している。

森林の機能を高めるための 積極的な取り組み

津市長(三重県)

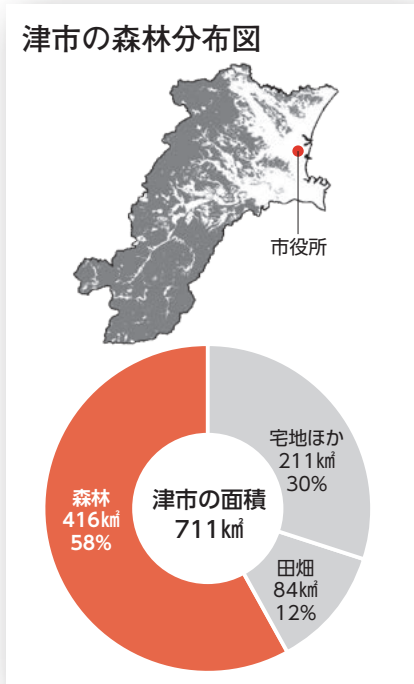
まえば やすゆき
前葉泰幸



はじめに

津市は、明治22年4月1日、日本で初めて市制を施行した31市の一つである。平成18年1月1日に、全国でも5番目に多い10の市町村が合併し、伊勢湾に面した海岸線から、奈良県境までの面積約711km²を擁する新・津市が誕生した。

地域の森林は、伊勢湾に注ぐ雲出川や安濃川、大阪湾に注ぐ木津川、淀川の上流である名張川の大切な水源であり、その面積は



416km²(国有林を含む)と、市総面積の58.5%を占めている。市内民有林408km²の内、スギ、ヒノキ等の人工林は336km²(県内1位)、人工林率82%は県全体の62%を大きく上回っており、林業が盛んな地域であったことがうかがえる。

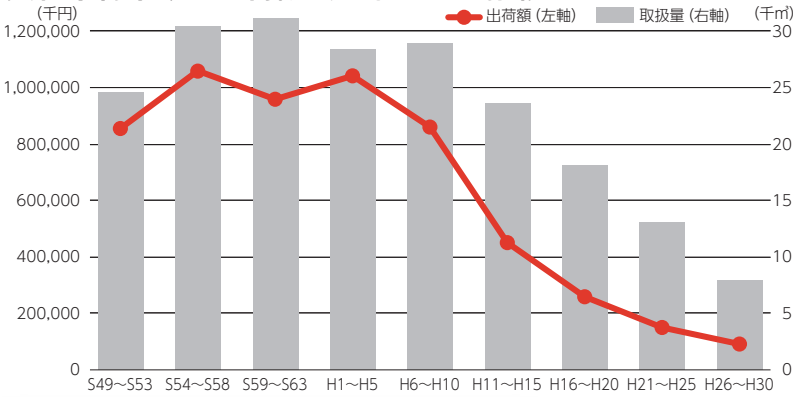
スギ、ヒノキの林齢は50年生〜65年生が多く、全体の約50%を占めており、戦後の復旧造林により、植林されたものである。また、所有面積の小規模な森林所有者が多く、大規模な林業経営者が少ないことが本市の特徴である。

津市の林業の歴史

本市の森林は建築用材等に活用できる樹齢のスギ、ヒノキが伐採され、また木材の増産のために薪炭林として活用されてきた天然林等を伐採し、拡大造林によって人工林化を図ってきた。木材需要の高まりによる木材価格の高騰は、地域の林業を活性化し、県内外の市場へも出荷され、大きな収入源となつて

いた。昭和47年には、旧美杉村に原木市場が開設され、近隣の奈良県からも多くの材木商が買い付けに訪れ、市場も活気に包まれていた。昭和55年頃のピーク時には、約3万2000m³を取り扱い、取引額は約12億8000万円、平均単価4万833円/m³の高価格で流通していた。その後、木材輸入の自由化による影響が表れ、国産材の需要は減少し、平成8年度まで3万円/m³台で推移してきた平均単価が、平成9年度には、2万2518円/m³と創業当時の平均単価を初めて割り込み、これ以降大きく価格が下降することとなった。平成30年度の取扱量は約8000m³で、取引額は約9400万円、平均単価1万1203円/m³と昭和55年頃のピーク時に比べ、取扱量が75%減、取引額で93%減、平均単価は73%減となっている。木材価格が低迷する中で、森林所有者は良質な木材生産を行う経営意欲をなくし、徐々に森林から離れていった。さらに、山村地域の高齢化が進み、林業に従事する後継者の減少も留まるところを知らず、

美杉木材市場 出荷額及び取扱量の推移



美杉木材市場

ダムが映し出す森の奥の現実

林業従事者数は平成8年度の254人に対して、平成30年度は111人と半分以上に減少している。

本市には、古くから林業が盛んであった亀山市や伊賀市に接する芸濃地域にも、緑豊かな人工林が広がっている。その芸濃地域には、平成元年度に国営事業により完成した農業利水専用の安濃ダムがあるが、平成24年以降3年間の台風等による大雨で山林が崩れ、

100万m³を超える大量の土砂の流入もあり、貯水池内には想定の上3・5倍のス

ピードで堆砂が進行し、80年は使えるように設計されたダムが危惧的な状況になっている。

農林水産省が、ダム湖への河川流入部に貯砂堰堤を設置して、堆積した土砂の搬出を急ピッチで進めているが、堆砂対策は、上流河川および砂防ダムの定期的な掘削や貯砂堰堤の機能の確保、掘削土砂の公共事業等への有効活用など、関係機関による総合的な対策が求められており、その一つとして、ダム流域の適切な森林整備に期待が高まっている。

森林環境譲与税を活用した取り組み

本市では、森林・林業行政の転換期となった新たな森林経営管理制度の施行と森林環境譲与税の創設により、平成31年度までに、職員体制を整えてきた。即戦力となる人材を確保するため、平成30年4月に職務経験者採用

制度を活用して、民間の森林管理経験者1人を採用した。さらに、平成31年4月には、県の林業技術職OB1人を非常勤職員として迎え入れ、新たな取り組みに向けた体制強化を図った。令和元年度、津市農林水産部林業振興室は職員5人体制となり、森林経営管理制度の周知や、経営管理意向調査、森林現況調査およ

び境界明確化のほか、森林整備を実施した。

まず、森林経営管理制度の周知については、市広報紙への特集記事の掲載や、市ホームページへの掲載により、市民に向けて広く制度の周知に努めた。また、森林所有者に対しては、5月から9月までの間に8回、森林経営管理制度の説明会を開催し、制度の趣旨や進め方等について、丁寧な説明を心掛け、周知に努めた。説明会時に実施したアンケート調査では、参加者229人から回答があり、その60%が市への経営管理委託を希望する結果であった。

次に、経営管理意向調査については、堆砂対策が喫緊の課題である安濃ダムを有し、林業の低迷により担い手が不足している芸濃地域から着手することと決め、森林環境譲与税の活用をこの地域から始めた。調査票を郵送した対象者、約2500人のうち、回答があったのは43%で、そのうちの60%が市への経営管理委託を希望しており、事前に実施した説明会時のアンケート調査と同様の結果となった。また、林地台帳情報に住所や氏名がない発送不能者が4%、現住所に調査票が届かない宛先不明者が23%、調査票は届いていないものの未回答の者が30%の割合であった。

次に、森林現況調査および境界明確化については、安濃ダム上流部の森林のうち、約0.8km²に対して、現地立会等による森林の境界明確化とプロット調査による現況調査を実施した。



木育：皮むき体験

森林整備については、安濃ダム上流で長期にわたり間伐等の森林整備を実施していった市有林、約0.2km²の間伐を実施した。なお、伐倒木は等高線上に並べて整理することで、土砂や流木を下流域に流さない措置を講じた。

今後の事業の進め方について、森林面積の大きな地域から経営管理意向調査を順に実施していくが、森林環境譲与税の見直しにより、譲与額が増額されたことから、令和5年度までに市内の全地域での経営管理意向調査に着手できる予定である。併せて、境界明確化や森林の現況調査と、経営管理権を取得した森林の整備を実施していく。

課題と対策

① 不明森林所有者について

令和元年度の経営管理意向調査において、対象者に対して、4%の発送不能と23%の宛先不明があることが分かった。市内に森林を持つ所有者は約

2万9000人いることから、今後の意向調査においても、この割合で発生すると仮定すると、不明森林所有者数は市全域で約8000人となる。森林経営管理制度を効率よく運用していくために、この不明森林所有者数を減らすことが課題になる。

② 森林経営管理制度の周知について

意向調査票が届いているにもかかわらず、返信しなかった森林所有者が30%もいたことは、森林経営管理制度の周知が不足していたことの証しであり、制度の周知を図り、未回答の森林所有者を減らしていくことが二つ目の課題である。

制度の周知方法について、令和2年度も引き続き、制度説明会を開催する他、市広報誌への特集記事や市長コラムの掲載、市ホームページの更新など、より充実した周知活動を行っていく。

③ 担い手について

持続的な森林経営を行う上で必要不可欠な林業従事者の若返りや増加を図るため、新たな担い手の育成や確保が三つ目の課題である。本市では、子どもたちに森林・林業関係の仕事に興味を持っていただくことを目的とした森林環境教育「夏休み森と緑の親子塾」や、新たに自ら林業を始めたり、林業分野へ就業を希望する人材の掘り起こしを目的とした大人向けの森林環境教育「まるごと林業体験」に取り組んでいる。さらに、津市立三重短期大

学での講座「自治体行政特論」において、林業振興室の職員が森林経営管理制度等の林業施策や市内の森林の現状、林業の紹介等を行っている。

④ 森林所有者の森林離れについて

経営管理を委託したいという森林所有者の中に、所有森林の現況や所在地を全く把握できていない人が多数いることが、四つ目の課題である。

森林の現況や所在地の把握に関しては、森林経営管理法に基づく現況調査および境界明確化の作業の他、最新の航空レーザ測量により、高精度な森林情報や地形等の情報を収集することが可能となることから、これらの積極的な活用が考えられる。

津市が目指す森林づくり

森林を管理せずに放置することは、人の生命と財産を脅かす事態になりかねない。近年の異常気象により激甚災害が頻発する日本の国土を保全し、地球環境を守るためにも、進行する森林の荒廃をストップさせなければならない。

森林環境税および森林環境譲与税が創設されたことにより、手入れされていない森林を整備するための財源が生まれた。この森林環境譲与税を最大限に活用して、森林整備に積極的に取り組み、森を守る林業の価値を高めたい。